

細街路対策指針に基づく道路位置指定制度の活用業務の委託について

1 目的

法上の道路でない道を法上の道路へ誘導するための制度整備の一環として、建築基準法に基づく道路位置指定制度の活用を図ることにより、安全性の高い道への誘導を図り、歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりにつなげるものであり、今回新たに創設した位置指定制度の円滑な実施を図るための検証を行うことを目的としている。

具体的には、ケーススタディとして、既存の道で位置指定道路の対象となる道のうち事業対象となる道の抽出及び選定業務の補助（2路線を選出）、選定した2路線を法上の道路化に向けたアドバイスや関係者への説明資料の作成などを行い、地権者の合意形成から測量、図面作成など申請に必要な図書の作成及び位置指定申請図書（案）の作成までの支援を行い、それまでの過程を検証し、位置指定道路の手順や克服すべき課題などを分かりやすく解説した手引書（事例集）を作成するものである。

なお、関係権利者等の合意形成がなされない等の場合、関係権利者への支援業務は、平成26年2月28日までとするが、それまでの過程を検証した手引書（事例集）の作成は必須である。

2 本業務の期間

委託契約日から平成26年3月14日までとする。

3 本業務の内容

- (1) ケーススタディ路線選出のための候補路線の抽出及び選定業務の補助
- (2) 位置指定制度適用の課題抽出及び関係権利者の合意形成に向けた支援
- (3) 道路位置指定申請に係る図書及び道路位置指定申請書（案）の作成
- (4) 手引書（事例集）の作成

4 本業務の受託候補者の選定について

(1) 選定方法

本業務の受託候補者の選定については、公募型プロポーザル方式によって実施する。

(2) 選定スケジュール

ア 提案の募集の開始	平成25年7月29日（月）
イ 提案に関する質問受付の締切り	8月 5日（月）
（質問に対する回答の公開）	同月12日（月）
ウ 申込みの締切り（提案書の提出）	同月21日（水）
エ 受託候補者の選定	同月28日（水）